

## 令和3年度第4回川崎市指定特定非営利活動法人審査会 次第

日時：令和4年1月20日（木）

午後1時30分～午後3時30分

会場：川崎市産業振興会館 第2研修室

### 1 開会

### 2 議事

特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について

### 3 閉会

（配布資料）

資料1 条例指定取得等に関する事前相談の状況

資料2 前回答申体系及び答申骨子案

## 条例指定取得等に関する事前相談の状況

集計期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日

	認定のみ	条例指定のみ	両方	合計
取得済み	4	2	0	6
未取得	7	9	4	20
相談合計	11	11	4	26

### ●指定申出に当たり課題となった主な内容

- ・申出の手続きやそれに向けた事務負担 7 法人
- ・寄附者の数 2 法人
- ・市内における公益的活動実績 2 法人

## 前回答申体系及び答申骨子案

大 中 小 細	記載要旨	答申骨子案
はじめに	背景、本答申の経緯等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回答申</li> <li>・近年の社会情勢</li> <li>・これからのコミュニティ施策の基本的考え方</li> <li>・指定、認定更新事案の発生</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響</li> </ul>
第1 検討に当たって考慮すべき状況について		
1 指定状況		
(1)川崎市の状況	川崎市の指定法人数の推移	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年以降の指定状況 前回答申時:6法人 令和4年1月1日時点:10法人 4法人の増</li> <li>・指定NPO法人の内、認定取得状況を追加 10指定NPO法人中、本市認定法人は7法人 残り3法人中、2法人は市外認定NPO法人、1法人は認定取得申請中</li> <li>・指定の更新状況を追加 平成29年度以降6法人</li> </ul>
(2)各自治体の状況		
ア 全国の状況	全国の条例指定制度導入自治体数 全国の条例指定法人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度導入自治体数 14道府県、8政令市、政令市を除く136市町村の自治体(令和2年8月31日現在) 14道府県、8政令市、政令市を除く121市町村の自治体(平成27年12月31日現在)と比較して、都道府県、政令市は変わらず、政令市以外の市町村も微増</li> <li>・条例指定法人数 道府県で111団体、政令市で41団体、政令市を除く市町村で218団体(令和2年8月31日現在) 道府県で72団体、政令市で38団体、政令市を除く市町村で187団体(平成27年12月31日現在)と比較して法人数が増えている</li> </ul>
イ 神奈川県内の指定状況	3県市の条例指定制度導入状況 3県市の条例指定法人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例指定NPO法人数 神奈川県:69団体、横浜市:6団体、相模原市:12団体(令和3年3月末現在) 神奈川県:45団体、横浜市:10団体、相模原市:12団体(平成28年1月末現在)と比較して、神奈川県の法人数が増えている。</li> </ul>
(3)認証NPO法人数に占める認定・条例指定NPO法人数の割合での比較	4県市の「認定・条例指定法人数/認証法人数=割合」比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割合 川崎市:3.9%、神奈川県:6.7%、横浜市:4.3%、相模原市:7.4%(令和3年3月末現在) 川崎市:2.5%、神奈川県:4.6%、横浜市:3.4%、相模原市:8.0%(平成28年1月末現在)と比較して、相模原市以外の割合は上がっている</li> <li>・経年変化表を追加 相模原市以外は増加傾向、川崎市も緩やかではあるが増加傾向</li> </ul>
2 各自治体における指定基準の設定状況		
(1)全国の状況	全国のPST基準4分類	・内閣府の分類のため、更新不要
(2)川崎市の基準	認定基準と川崎市条例指定基準の比較	・川崎市民要件、会費を寄附に含めている独自性を追記

大	中	小	細	記載要旨	答申骨子案
	3	各NPO法人の状況		川崎市の指定等法人及び指定等取得意向法人へのヒアリング実施結果	
		(1) 条例指定を取得したNPO法人等の状況		川崎市の指定等法人ヒアリング実施結果	川崎市の認定、条例指定NPO法人(令和3年1月1日時点:認定12法人、指定9法人、合計14法人)へのアンケート結果
		ア	条例指定の取得等による効果について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附 <ul style="list-style-type: none"> <li>増加している(5法人)</li> <li>増加はない(2法人)</li> <li>税制優遇の認知度が低い(1法人)</li> <li>→寄附増の法人がある一方、効果を実感していない法人がある</li> </ul> </li> <li>・社会的信頼度 <ul style="list-style-type: none"> <li>向上した(10法人)</li> <li>実感がない、不明(2法人)</li> <li>制度そのものを知らない市民が多く効果を感じない(1法人)</li> <li>→高まっていると感じる法人が多いが、効果を実感していない法人がある</li> </ul> </li> <li>・市の広報による認知度の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>向上した(3法人)</li> <li>実感がない(5法人)</li> <li>更なる広報の継続を望む(1法人)</li> <li>→認知度の上昇を感じる法人もあるが、実感していない法人も多い。</li> </ul> </li> <li>・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>法人運営の適正化(7法人)</li> <li>役員及び従業員等の意識向上(1法人)</li> </ul> </li> </ul>
		イ	指定基準について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当(5法人)</li> <li>・寄附者数等の人数要件に苦勞した(1法人)</li> <li>・寄附者数等の人数要件に代わる要件を追加すべき(4法人)</li> </ul>
		ウ	指定申出及び指定後の手続について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得時 <ul style="list-style-type: none"> <li>提出書類の作成の難度、作業量などの事務負担(6法人)</li> </ul> </li> <li>・取得後 <ul style="list-style-type: none"> <li>提出書類に対する事務負担(7法人)</li> </ul> </li> </ul>
					【エ 更新時に苦勞した点について】を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者の交代(3法人)</li> <li>・寄附者名簿など5年分の書類作成(6法人)</li> </ul>
		エ	行政に期待するサポート等について		<ul style="list-style-type: none"> <li>【オ】に変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得(更新)時に市に期待するサポート <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでのサポートを評価(4法人)</li> <li>・書類作成指南の拡充(2法人)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計、税務、労務や広報など法人運営の管理面に対する支援</li> <li>・市民向けの制度周知</li> <li>・法人の認知度向上のための広報</li> </ul> </li> </ul>
					【カ 新型コロナウイルス感染症の影響について】を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の中止、縮小</li> <li>・事業収益の減少</li> <li>・寄附の減少</li> <li>・収益状況の悪化</li> </ul>
		(2) 条例指定等の取得意向があったNPO法人の状況		川崎市の指定等取得意向法人へのヒアリング実施結果	
		ア	現在の準備状況等について		・業務繁忙、人手不足、事務負担、新型コロナウイルス感染症の影響等により進んでいない
		イ	基準への適合状況について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附者の人数要件がクリアできるか分からない(2法人)</li> <li>・制度の理解が足りず整理しないと分からない(1法人)</li> </ul>
		ウ	申請時におけるサポート等について		・制度理解不足のため、市に何をサポートしてもらえばいいかの整理がついていない(1法人)
		(3) 条例指定取得等に関する事前相談の状況		事前相談実績における指定申出の課題別件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例指定未取得法人13法人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務負担が課題 7法人</li> <li>・寄附者数が課題 2法人</li> <li>・市内公益活動実績が課題 2法人</li> </ul> </li> </ul>

大 中 小 細	記載要旨	答申骨子案
4 NPO法人に対する寄附の状況  (1) 寄附経験の有無や寄附先の状況  (2) 市内における寄附の傾向  (3) 条例指定NPO法人の寄附の受け入れ状況  (4) NPO法人への寄附に関する意識	過去3年間の寄附経験の有無、寄附の相手先  川崎市の個人住民税の税額控除が行われた寄附金の状況  指定法人と他認証法人の寄附金額比較  川崎市民の寄附経験の有無 寄附時に重視すること 寄附をしたことがない理由	・寄附の経験の有無 「平成30年の1年間に寄附をしたことがある」は約4割(41.3%) 令和元年度内閣府実態調査 「過去3年間に寄附をしたことがある」は約半数(47.6%) 平成27年度内閣府実態調査 ⇒単純比較はできないが、逡減。平成23年東日本大震災の影響か ・寄附の相手先 「共同募金会(例:赤い羽根等)」(37.2%)、「日本赤十字社」29.5%)、「町内会・自治会」(28.9%) 令和元年度内閣府実態調査 「共同募金会(例:赤い羽根等)」(49.7%)、「日本赤十字社」(32.7%)、「町内会・自治会」(32.5%) 平成27年度内閣府実態調査 ⇒令和元年度内閣府実態調査では5番目に「ふるさと納税等を通じて都道府県・市町村」 (12.8%)が登場、「NPO法人」(12.4%)よりも高い割合  ・川崎市の個人住民税の税額控除が行われた寄附金の状況 寄附金額合計が平成28年以降に急増 内訳は「都道府県、市町村、特別区」が平成28年以降に急増しているのに対し、「公益法人、認定・条例指定NPO法人」はほぼ横ばい ⇒ふるさと納税の影響と考えられる  ・活動計算書を集計 各法人平均で、認証NPO法人と比べて条例指定NPO法人は寄附金の受け入れ金額では上回って推移。法人ごとの事情や取り組み方によって寄附受け入れ額については差 ・平成29年度内閣府実態調査報告書(参考) 特定非営利活動収益の財源別構造において、「寄附金」の比率は、認定・特例認定法人(15.9%)の方が認定を受けていない法人(2.1%)と比較して高くなっている。 個人の寄附金額において、認定・特例認定法人の方が認定を受けていない法人と比較して寄附合計額が多くなっている  ・平成元年度内閣府実態調査報告書 ・寄附を行う場合に必要と考える情報 「寄附先の活動内容」「寄附により期待される効果」「寄附先の財務状況」 ・NPO法人に対する関心の有無(参考) 「あまり関心がない」(46.6%)、「まったく関心がない」(15.3%)、約6割が「関心がない」 ・認定、特例認定NPO法人に対する寄附の税制優遇制度の認知(参考) 各種制度において「知っているものはない」(79.6%)
5 特定非営利活動促進法の改正の動向	H28年法改正の内容	・R3年法改正及び条例改正  【6 一般社団法人及び一般財団法人について】を追加 ・現状の把握を試みるも、法人数の経過の把握すら困難 ・法人数は着実に増加しているが、「公益法人等」とされる非営利性が徹底された法人の数は分からない ・有意な把握、比較ができなかったが、NPO法人と並ぶ法人格の選択肢 ・引き続き現状把握に努める必要  【7 条例指定の更新の状況】を追加 ・更新時、問題となった事項(監事の兼職禁止、財務諸表の改善の必要)
第2 条例指定制度の運用上の課題について	制度導入時の考え方・指定状況・認定基準とのバランス等を勘案して指定基準の考え方の整理が必要。 手続に係る負担・基準の適否が不明確。	・法人の負担感が大きい ※提言と対応させる必要  ・条例指定のメリットの実感が小さい ・いまだに制度の認知度が低い ※提言と対応させる必要  ・条例指定の更新時に問題となった点、既存法人も支援が必要 ※提言と対応させる必要
1 指定基準及び手続に関する事	制度導入時の考え方・指定状況・認定基準とのバランス等を勘案して指定基準の考え方の整理が必要。 手続に係る負担・基準の適否が不明確。	・法人の負担感が大きい ※提言と対応させる必要
2 条例指定取得による効果に関する事	PST基準において認定取得の機会を広げている。 指定・認定取得で寄附が自然に増えるわけではない。 寄附時に市民が重視する社会的評価の役割を果たす可能性はあるが、制度の浸透が不十分なため活かしきれていない。	・条例指定のメリットの実感が小さい ・いまだに制度の認知度が低い ※提言と対応させる必要
3 法人の運営基盤に関する事	会計・税務・労務・広報の体制が不十分で指定申出に至らない。 法人運営の管理面の体制が脆弱になりがち。 認証法人としても求められることがハードルになるケースも見受けられる。 管理面の基盤整備が改めて必要。	・条例指定の更新時に問題となった点、既存法人も支援が必要 ※提言と対応させる必要

大	中	小	細	記載要旨	答申骨子案
			4	新型コロナウイルス感染症の影響に関すること	<p>【4 新型コロナウイルス感染症の影響に関すること】を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果</li> <li>・寄附要件及び市内の公益活動要件について、何らかの考慮が必要ではないか</li> </ul>
第3	条例指定制度の今後の運用に向けた提言				
			1	条例指定制度の運用によって目指す方向性	<p>指定制度は、NPO法の目的や川崎市市民活動支援指針の考え方の具体化の1つ。社会課題に対応して暮らしやすい地域をつくる重要な要素の1つ。審査基準はNPO法人のあり方を表すもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回答申</li> <li>・R3法改正、新しいコミュニティ施策の基本的考え方</li> <li>・地域の課題解決の主体としてのNPO法人の重要性は変わらない</li> <li>・市民活動の受け皿、参加する場所としてのNPOの拡充 →NPO法人、ひいては指定認定NPO法人数が増えることが望ましい</li> </ul>
			2	指定基準のあり方	<p>現行の指定基準をどのように考えるか整理する必要がある。川崎市の公益要件は他の自治体と比較して厳しいという見方もあるが、現時点において改正する理由はない。当面は現行の指定基準を継承しながら指定基準を満たす法人を育てていく方向で制度運用すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回答申</li> <li>・要件を追加すべきというアンケート回答する法人もある</li> <li>・条例指定が認定を取るためのステップ</li> <li>・認定の基準でもあり、指定の基準でもある、「寄附が支える地域づくり」「多くの小さな力に支えられる団体」という要件は緩める必要はない</li> <li>・現時点では基本的な要件は変えなくてよいが、社会情勢の変化も踏まえ、基準のあり方を継続的に検討する必要がある</li> </ul>
					<p>【3 新型コロナウイルス感染症の指定更新への影響の考慮】を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則論</li> <li>・新規申請は原則通り、更新法人については審査会で個別具体的に判断すべき</li> <li>・審査会で個別具体的に判断すると、法人の事前の判断が困難になる</li> <li>・書類作成の労力を考慮すると、どのように周知すべきか、検討が必要</li> <li>・事前の状況把握及び丁寧な説明が必要</li> </ul>
			3	具体的な取組	<p>【4】に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な要件は変えなくてよいとしたが、目指す方向性の「増えることが望ましい」からすると近年の指定法人数は微増傾向</li> <li>・よって、次のような取組が必要</li> </ul>
				(1) 制度の使いやすさの向上	
				ア 条例指定及び認定の提出書類の重複解消など手続面の簡素化	<p>認定との重複書類の提出免除など手続面の簡素化が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回答申内容</li> <li>・様式の見直しを実施済み、国の認定様式に準拠、大きく様式を変えることは困難</li> <li>・少しでも法人の負担感を減らす努力(ファイルの提供形式の見直し、ツールの供与など)</li> </ul>
				イ 基準・運用の明確化と事前判定の仕組みの検討	<p>事前に基準適合を判定できるような仕組みを検討することが望ましい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回答申内容</li> <li>・事前チェックリストの作成、公表</li> <li>・他都市事例を参考に内容の見直し及び更なる活用を</li> </ul>
				ウ 法人設立段階からの指定基準等の周知	<p>新規設立法人を含めて制度・基準等の周知が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回答申内容</li> <li>・現状必ずしも実施されていない</li> <li>・指定、認定に限らず、適正な法人運営モデルとして、会費・寄附を集めるという意識を持ってもらう必要</li> <li>・結果的に指定、認定取得に結び付く</li> </ul>
					<p>【エ 取得のためのアドバイザー派遣】を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計、税務、労務管理のアドバイザー派遣は実施中</li> <li>・先輩法人と一緒に書類、寄附者名簿を見てアドバイスをするなどの枠組み</li> </ul>
				(2) 条例指定NPO法人等への寄附促進	
				ア 条例指定NPO法人等のファンドレイジング力向上に向けた支援	<p>法人間の情報交換の機会等を通じてファンドレイジング力向上の支援が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回答申内容</li> <li>・カワサキコネクト等イベントの継続実施</li> <li>・川崎市民の寄附に対する意識の継続的な調査、把握</li> </ul>
				イ 制度周知や条例指定NPO法人等の活動に関する広報の支援	<p>市内企業・中間支援組織等と連携したイベントやSNSにより広報の支援が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回答申内容</li> <li>・市民に対する広報と法人に対する広報</li> <li>・市外法人への指定取得の呼びかけ</li> <li>・法人の事業を評価する枠組み</li> <li>・みなし寄附制度周知</li> <li>・寄付月間を活用した寄附文化の創造</li> <li>・市政だよりの活用</li> <li>・体系的に整理された戦略的な広報</li> </ul>
				ウ 企業等の地域・社会貢献の取組を奨励する仕組みの検討	<p>企業の地域・社会貢献活動の認定・表彰、契約上の評価項目にするなど調査・検討することが望ましい</p> <p>【継続するか】</p>

大	中	小	細	記載要旨	答申骨子案
		(3)	法人の運営基盤の整備・強化のサポート		
		ア	会計、税務、労務等の専門家による相談体制の整備	会計・税務・労務等の各専門分野に係る支援体制が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回答申内容</li> <li>・基本的に継続</li> <li>・対市民団体とは違う、「法人」に対するバックアップ、サポートの検討</li> </ul>
		イ	法人運営の管理面を継続的にサポートするスタッフ人材の育成等	事務スタッフを養成する講座やプロボノ等を通じた人材の発掘が必要	【基本的に継続するか】
		ウ	中長期的な経営視点に立った伴走型の支援体制の整備	市民活動センターが中心となった伴走型支援に期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回答申内容</li> <li>・NPO法人への伴走型支援のシステムが必要</li> <li>・課題を他の法人の職員と同じ目線で話せるネットワーク作り</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>【エ 既存認定、条例指定法人に対する支援】を追加</li> <li>・更新時の課題</li> <li>・更新時5年分の資料作成の負担</li> <li>・中間的な時期に状況を把握し、アドバイスを行うなどの取組</li> </ul>
おわりに				今回の提言には、すぐに取り組めるものもあれば時間がかかるものもある。今後も情勢等を踏まえて必要に応じて検討・実施していくことが望ましい。	【検討中】